

第四十号様式（第八条関係）

（第二面）

【1. 建築主】
 【イ. 種別】 (1) 国 (2) 都道府県 (3) 市区町村 (4) 会社 (5) 会社でない団体 (6) 個人
 【ロ. 業種】 (1) 農林水産業 (2) 鉱業、建設業 (3) 製造業 (4) 電気・ガス・熱供給・水道業 (5) 情報通信業 (6) 運輸業 (7) 卸売・小売業 (8) 金融・保険業 (9) 不動産業 (10) 飲食店、宿泊業 (11) 医療、福祉 (12) 教育、学習支援業 (13) その他のサービス業 (14) 公務 (15) 他に分類されないもの

【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】
 【イ. 地名地番】
 【ロ. 都市計画】 (1) 市街化区域 (2) 市街化調整区域 (3) 区域区分非設定都市計画区域 (4) 準都市計画区域 (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】
 平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで
 年 月 月間

【4. 工事種別】 (1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転

【5. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 () ()
 (2) 居住産業併用建築物 () ()
 (3) 産業専用建築物 () ()

【6. 一の建築物ごとの内容】
 【イ. 番号】 () () ()
 【ロ. 用途】 () () ()
 (1) 事務所等 (1) 事務所等 (1) 事務所等
 (2) 物品販売業を営む店舗等 (2) 物品販売業を営む店舗等 (2) 物品販売業を営む店舗等
 (3) 工場、作業場 (3) 工場、作業場 (3) 工場、作業場
 (4) 倉庫 (4) 倉庫 (4) 倉庫
 (5) 学校 (5) 学校 (5) 学校
 (6) 病院、診療所 (6) 病院、診療所 (6) 病院、診療所
 (9) その他 (9) その他 (9) その他

【ハ. 工事部分の構造】 (1) 木造 (1) 木造 (1) 木造
 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
 (3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造
 (4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造
 (5) コンクリートブロック造 (5) コンクリートブロック造 (5) コンクリートブロック造
 (6) その他 (6) その他 (6) その他

【ニ. 工事部分の床面積の合計】 () m² () m² () m²
 【ホ. 建築工事費予定額】 () 万円 () 万円 () 万円
 【ハ. 地上の階数】 () () ()
 【ト. 地下の階数】 () () ()

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

第四十号様式（第八条関係）

（第二面）

【1. 建築主】
 【イ. 種別】 (1) 国 (2) 都道府県 (3) 市区町村 (4) 会社 (5) 会社でない団体 (6) 個人
 【ロ. 業種】
 【ハ. 資本の額又は出資の総額】 百万円

【2. 敷地の位置】
 【イ. 地名地番】
 【ロ. 都市計画】 (1) 市街化区域 (2) 市街化調整区域 (3) 区域区分非設定都市計画区域 (4) 準都市計画区域 (5) 都市計画区域及び準都市計画区域外

【3. 工事予定期間】
 平成 年 月 日 から
 平成 年 月 日 まで
 年 月 月間

【4. 工事種別】 (1) 新築 (2) 増築 (3) 改築 (4) 移転

【5. 主要用途】 (業) 用建築物

【6. 一の建築物ごとの内容】
 【イ. 番号】 () () ()
 【ロ. 用途】 () () ()
 【ハ. 工事部分の構造】 (1) 木造 (1) 木造 (1) 木造
 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (2) 鉄骨鉄筋コンクリート造
 (3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造 (3) 鉄筋コンクリート造
 (4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造 (4) 鉄骨造
 (5) コンクリートブロック造 (5) コンクリートブロック造 (5) コンクリートブロック造
 (6) その他 (6) その他 (6) その他

【ニ. 工事部分の床面積の合計】 () m² () m² () m²
 【ホ. 建築工事費予定額】 () 万円 () 万円 () 万円
 【ハ. 地上の階数】 () () ()
 【ト. 地下の階数】 () () ()

【7. 新築工事の場合における敷地面積】 m²

(第四面)

- 【1. 主要用途】 (1) 居住専用建築物 ()
(2) 居住産業併用建築物 ()
(3) 産業専用建築物 ()
- 【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
- 【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他
- 【4. 建築物の数】
- 【5. 住宅の戸数】 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 m²
- 【8. 建築物の評価額】 千円
-

(第四面)

- 【1. 主要用途】 (業)用建築物
- 【2. 除却要因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他
- 【3. 構造種別】 (1) 木造 (2) その他
- 【4. 建築物の数】
- 【5. 住宅の戸数】 戸
- 【6. 住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 貸家 (3) 給与住宅
- 【7. 建築物の床面積の合計】 m²
- 【8. 建築物の評価額】 千円
-

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

印のある欄は記入しないでください。

除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を 印で囲んでください。

1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社及び特別法による会社（電源開発株式会社、日本銀行等）をいいます。

1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

1欄の「ロ」は、該当する番号（兼業の場合は、売上高の最も大きいものを）を 印で囲んでください。

2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

増築と改築を同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

5欄は、該当する番号を 印で囲み、建築物に係る業種について次の表の記号の中から該当するものを選んでください。また、敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合した業種を選んでください。なお、居住専用建築物については、次の表の記号（記号0.1から0.5）の中から、居住産業併用建築物及び産業専用建築物については、産業の用に供する部分について、次の表の記号（記号1.1から9.9）の中から該当するものを選んでください。

主要用途の区分		記号
居住専用	居住専用住宅（附属建築物を除く）	0.1
	居住専用住宅附属建築物（物置、車庫等）	0.2
	寮、寄宿舎、合宿所等（附属建築物を除く）	0.3
	寮、寄宿舎、合宿所等附属建築物	0.4
	他に分類されない居住専用建築物	0.5
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	1.1
鉱業、建設業	鉱業	1.2
	建設業	1.3
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同梱業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業	1.4
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.5
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	1.6
	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	1.7
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	1.8
	電気業	1.9
	ガス業	2.0
	熱供給業	2.1
	水道業	2.2
	情報通信業（信書送達業を除く）	通信業（信書送達業を除く）
運輸業（旅行業を含む）	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	2.4
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）	2.5
	新聞業、出版業	2.6
卸売・小売業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、旅行業	2.7
	卸売・小売業	2.8
金融・保険業	金融・保険業	2.9
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く）	3.0
	駐車場業	3.1

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

印のある欄は記入しないでください。

除却工事施工者欄は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合に記入してください。

3. 第二面関係

1欄の「イ」、2欄の「ロ」、4欄及び6欄の「ハ」は、該当する番号を 印で囲んでください。

1欄の「イ」において、「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、有限会社及び特別法による会社（電源開発株式会社、日本銀行等）をいいます。

1欄の「ロ」及び「ハ」は、建築主が会社であるときのみ記入してください。

1欄の「ロ」は、「建設業」、「製造業」、「卸売業」、「サービス業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「運輸・通信業」、「電気・ガス業」及び「その他」の中から該当するもの（兼業の場合は、売上高の最も大きいもの）を選んで記入してください。なお、この事業区分については、次のイ、ロ及びハに留意してください。

イ、飲食店、レストラン、キャバレー、バー等は、「小売業」に区分してください。

ロ、旅行業は、「運輸・通信業」に区分してください。

ハ、建築士事務所、測量業、建設コンサルタント業等は、「サービス業」に区分してください。

2欄の「ロ」において、「区域区分非設定都市計画区域」とは、区域区分が定められていない都市計画区域をいいます。

増築と改築を同時に行うときは、4欄は床面積の大きい方の工事によつて区分してください。

5欄は、建築物に係る業種をできるだけ具体的に記入してください。

例、「木材製材業」、「菓子製造業」

また、敷地内に既存の建築物があるときは、その部分と新たに建築する部分とを総合した用途を記入してください。例えば、自動車の部品を製造している会社がその構内に自動車の組立工場の建築物と設計事務所の建築物とを建築するときは、5欄は「自動車部品製造（業）用建築物と記入してください。」

6欄は、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。

6欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、例えば、上記の後段の例書の2つの建築物については、「(1)組立工場」、「(2)設計事務所」と各欄ごとに記入してください。なお、一の建築物中に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、一番大きい床面積の用途について記入するとともに、「多用途」を 印で囲んで下さい。

6欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。

4. 第三面関係

第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。

1欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。

1欄の「ロ」から「へ」までは、該当する番号を 印で囲んでください。

1欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の棟続きであつても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。

1欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、住宅金融公庫等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融公庫」住宅とは、住宅金融公庫から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の大小は問いません。

1欄の「ニ」において、「在来工法」とは、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の

飲食店、宿泊業	一般飲食店、遊園飲食店	3.2
	宿泊業	3.3
医療、福祉	医療業、保健衛生	3.4
	社会保険・社会福祉・介護事業	3.5
教育、学習支援業	学校教育	3.6
	社会教育	3.7
	学習塾、教養・技能教授業	3.8
	職業・教育支援施設、他に分類されない教育、学習支援業	3.9
その他のサービス業	郵便局、信書送達業	4.0
	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体	4.1
	娯楽業	4.2
	宗教	4.3
	その他のサービス業	4.4
公務	国家公務、地方公務	4.5
他に分類されないもの	他に分類されないもの	9.9

- 6 欄は、一の建築物（1棟）ごとに記入してください。
- 6 欄の「イ」は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、一の建築物（1棟）ごとに通し番号を付し、その番号を記入し、「ロ」は、**該当する番号を印で囲んでください。**なお、一の建築物中に、2種類以上の用途（既存部分があるときは、その用途を含む。）があるときは、「**多用途**」を**印で囲み**、**一番大きい床面積の用途について記入して下さい。居住産業併用建築物については、産業の用に供する部分について該当する番号を印で囲んでください。**
- 6 欄の「ロ」において、「事務所等」とは、事務所、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するものをいいます。「物品販売業を営む店舗等」とは、物品販売業を営む店舗及び飲食店、料理店、キャバレーその他これらに類するものをいいます。「学校」とは、学校の校舎、体育館その他これらに類するものをいいます。「その他」は、居住専用建築物又は（1）から（6）に該当しない建築物をいいます。
- 6 欄の「ホ」は、建築設備費を含んだ額を記入してください。
4. 第三面関係
- 第三面は、建築物が住宅か又は住宅を含むときは、当該建築物ごとに作成してください。
- 1 欄の「イ」は、第二面の6欄の「イ」に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- 1 欄の「ロ」から「ハ」までは、該当する番号を印で囲んでください。
- 1 欄の「ロ」において、「新設」とは、新築、増築又は改築によつて居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られるものをいいます。例えば、既存住宅の模様替えであっても、居室、台所又は便所を整えて独立して居住し得るものは「新設」に含まれます。「その他」とは、増築又は改築によつて造られる住宅で新設に該当しないものをいいます。例えば、一敷地内に既存住宅があつて、別棟に50平方メートルの居室だけを建築しても、新たに造られた部分だけでは独立して居住し得ないから「その他」に含まれます。
- 1 欄の「ハ」は、当該住宅が新設のときのみ記入してください。「民間資金」住宅とは、国、地方公共団体、住宅金融公庫等の公的な機関の資金に全くよらず、民間資金のみで建てる住宅をいいます。「住宅金融公庫」住宅とは、住宅金融公庫から建設資金の融資を受けた住宅をいい、融資額の本小は問いません。
- 1 欄の「ニ」において、「在来工法」とは、プレハブ工法及び枠組壁工法以外の工法をいいます。「プレハブ工法」とは、住宅の壁、柱、床、はり、屋根又は階段等の主要構造部材を工場で生産し、現場で組立建築する工法をいいます。「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法で、一般的には、ツーバイフォー工法といわれるものです。
- 1 欄の「ホ」において、「その他の住宅」とは、主に工場、学校、官公署、旅館、下宿屋、浴場、社寺等の建築物に付属して、これと結合している住宅をいいます。「長屋建住宅」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の住宅を連続する建て方の住宅（連続建）をいい、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の住宅を重ねたもの（重ね建）を含みます。「共同住宅」とは、長屋建住宅以外の住宅で、一の建築物内に2戸以上の住宅があるものをいい、一般的には、アパート又はマンションといわれるものです。
- 一件の建築工事で1欄の「ハ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。
5. 第四面関係
- 第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。
- 1 欄は、**一敷地内の全建築物の総括的な用途を記入してください。**
- 2 欄、3 欄及び6 欄は、該当する番号を印で囲んでください。

のです。

一件の建築工事で1欄の「へ」の(1)から(4)までに掲げる住宅の利用関係が2種類以上となる場合は、1欄の「ト」及び「チ」は当該住宅の利用関係の種類ごとに記入してください。

5. 第四面関係

第四面は、既存の建築物を除却し、引き続き、当該敷地内において建築物を建築しようとする場合において、当該除却しようとする建築物について記入してください。

1欄は、該当する番号を 印で囲み、建築物に係る業種について(注意)3. の表の記号の中から該当するものを選んでください。また、一敷地内に複数の建築物があるときは、全建築物を総合した業種を選んでください。なお、居住専用建築物については、次の表の記号(記号01から05)の中から、居住産業併用建築物及び産業専用建築物については、産業の用に供する部分について、次の表の記号(記号11から99)の中から該当するものを選んでください。

2欄、3欄及び6欄は、該当する番号を 印で囲んでください。

（第二面）

【 1.除却場所】

【 2.除却予定年月日】 平成 年 月 日

【 3.主要用途】 (1)居住専用建築物 ()
 (2)居住産業併用建築物 ()
 (3)産業専用建築物 ()

【 4.除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【 5.構造種別】 (1) 木造 (2) その他

【 6.建築物の数】

【 7.住宅の戸数】 戸

【 8.住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【 9.建築物の床面積の合計】 m²

【10.建築物の評価額】 千円

（注意）

1. 第一面関係
 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 印のある欄は記入しないでください。
2. 第二面関係
 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
 3欄は、該当する番号を、印で囲み、建築物に係る業種について次の表の記号の中から該当するものを選んでください。また、一敷地内に複数の建築物があるときは、全建築物を包含した業種を選んでください。なお、居住専用建築物については、次の表の記号（記号0.1から0.5）の中から、居住産業併用建築物及び産業専用建築物については、産業の用に供する部分について、次の表の記号（記号1.1から9.9）の中から該当するものを選んでください。

	主要用途の区分	記号
居住専用	居住専用住宅（附属建築物を除く）	0.1
	居住専用住宅附属建築物（物置、車庫等）	0.2
	寮、寄宿舎、合宿所等（附属建築物を除く）	0.3
	寮、寄宿舎、合宿所等附属建築物	0.4
	他に分類されない居住専用建築物	0.5
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	1.1
	鉱業、建設業	1.2
製造業	建設業	1.3
	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同梱業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業	1.4
	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	1.5
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	1.6
	一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	1.7
	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	1.8
	電気業	1.9
	ガス業	2.0
	熱供給業	2.1

（第二面）

【 1.除却場所】

【 2.除却予定年月日】 平成 年 月 日

【 3.主要用途】 (業) 用建築物

【 4.除却原因】 (1) 老朽して危険があるため (2) その他

【 5.構造種別】 (1) 木造 (2) その他

【 6.建築物の数】

【 7.住宅の戸数】 戸

【 8.住宅の利用関係】 (1) 持家 (2) 借家 (3) 給与住宅

【 9.建築物の床面積の合計】 m²

【10.建築物の評価額】 千円

（注意）

1. 第一面関係
 除却工事施工者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 印のある欄は記入しないでください。
2. 第二面関係
 各欄は、除却しようとする建築物について記入してください。
 3欄は、一敷地内の全建築物の総合的な用途を記入してください。
 4欄、5欄及び8欄は、該当する番号を 印で囲んでください。

	水道業	2 2
情報通信業（信書送達業を除く）	通信業（信書送達業を除く）	2 3
	放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業	2 4
	映像・音声・文字情報制作業（新聞業、出版業を除く）	2 5
	新聞業、出版業	2 6
運輸業（旅行業を含む）	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、旅行業	2 7
卸売・小売業	卸売・小売業	2 8
金融・保険業	金融・保険業	2 9
不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業（駐車場業を除く）	3 0
	駐車場業	3 1
飲食店、宿泊業	一般飲食店、遊興飲食店	3 2
	宿泊業	3 3
医療、福祉	医療業、保健衛生	3 4
	社会保険・社会福祉・介護事業	3 5
教育、学習支援業	学校教育	3 6
	社会教育	3 7
	学習塾、教養・技能教授業	3 8
	職業・教育支援施設、他に分類されない教育、学習支援業	3 9
	郵便局、信書送達業	4 0
その他のサービス業	学術・開発研究機関、政治・経済・文化団体	4 1
	娯楽業	4 2
	宗教	4 3
	その他のサービス業	4 4
	公務	国家公務、地方公務
他に分類されないもの	他に分類されないもの	9 9

4 欄、5 欄及び 8 欄は、該当する番号を 印で囲んでください。

```
第八十五号様式（第十一条の三関係）

/* 建築工事届 */
#24000

/* 1. 建築主 */
#24010;;
["種別を示す記号"];
["業種を示す記号"];
["資本の額又は出資の総額（百万円）"]

/* 2. 敷地の位置 */
#24020;;
["地名地番"];
["都市計画を示す記号"]

/* 3. 工事予定期間 */
#24030;;
["工事着手予定年月日"];
["工事完了予定年月日"];
["工事期間"]

/* 4. 工事種別 */
#24040;;
["工事種別を示す記号"]

/* 5. 主要用途 */
#24050;;
["主要用途を示す記号"];
["主要用途の区分を示す記号"]

/* 6. 一の建築物ごとの内容 */
#24060;;
["番号"];
["用途を示す記号"];
["多用途であるか否かを示す記号"];
["工事部分の構造を示す記号"];
["工事部分の床面積の合計"];
["建築工事費予定額（万円）"];
["地上の階数"];
["地下の階数"]

/* 7. 新築工事の場合における敷地面積 */
#24070;;
["敷地面積"]

/* 8. 住宅部分の概要 */
#24080;;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]

/* 9. 主要用途 */
#24090;;
["主要用途を示す記号"];
["主要用途の区分を示す記号"]

/* 10. 除却原因 */
#24100;;
["除却原因を示す記号"]
```

```
第八十五号様式（第十一条の三関係）

/* 建築工事届 */
#24000

/* 1. 建築主 */
#24010;;
["種別を示す記号"];
["業種を示す記号"];
["資本の額又は出資の総額（百万円）"]

/* 2. 敷地の位置 */
#24020;;
["地名地番"];
["都市計画を示す記号"]

/* 3. 工事予定期間 */
#24030;;
["工事着手予定年月日"];
["工事完了予定年月日"];
["工事期間"]

/* 4. 工事種別 */
#24040;;
["工事種別を示す記号"]

/* 5. 主要用途 */
#24050;;
["主要用途"];
["主要用途"]

/* 6. 一の建築物ごとの内容 */
#24060;;
["番号"];
["用途"];
["多用途であるか否かを示す記号"];
["工事部分の構造を示す記号"];
["工事部分の床面積の合計"];
["建築工事費予定額（万円）"];
["地上の階数"];
["地下の階数"]

/* 7. 新築工事の場合における敷地面積 */
#24070;;
["敷地面積"]

/* 8. 住宅部分の概要 */
#24080;;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]

/* 9. 主要用途 */
#24090;;
["主要用途"];
["主要用途"]

/* 10. 除却原因 */
#24100;;
["除却原因を示す記号"]

/* 11. 構造種別 */
#24110;;
```



```
/* 11. 構造種別 */
#24110.;
"【構造種別を示す記号】";
"【具体的な構造の名称】"
/* 12. 建築物の数 */
#24120.;
"【建築物の数】"
/* 13. 住宅の戸数 */
#24130.;
"【住宅の戸数】"
/* 14. 住宅の利用関係 */
#24140.;
"【住宅の利用関係を示す記号】"
/* 15. 建築物の床面積の合計 */
#24150.;
"【建築物の床面積の合計】"
/* 16. 建築物の評価額 */
#24160.;
"【建築物の評価額（千円）】"
```

(注意)

1. 1 欄の種別を示す記号は、建築主が国のときは「06701」を、都道府県のときは「06702」を、市区町村のときは「06703」を、会社のときは「06704」を、会社でない団体のときは「06705」を、個人のときは「06706」を記録してください。
2. 1 欄の業種を示す記号は、**農林水産業のときは「06811」を、鉱業・建設業のときは「06812」を、製造業のときは「06813」を、電気・ガス・熱供給・水道業のときは「06814」を、情報通信業のときは「06815」を、運輸業のときは「06816」を、卸売・小売業のときは「06817」を、金融・保険業のときは「06818」を、不動産業のときは「06819」を、飲食店・宿泊業のときは「06820」を、医療・福祉のときは「06821」を、教育・学習支援業のときは「06822」を、その他のサービスのときは「06823」を、公務のときは「06824」を、その他のときは「06899」を記録してください。**
3. 2 欄の都市計画を示す記号は、都市計画区域及び準都市計画区域外のときは「00800」を、市街化区域のときは「00801」を、市街化調整区域のときは「00802」を、区域区分非設定都市計画区域のときは「00803」を、準都市計画区域のときは「00804」を記録してください。
4. 3 欄の工事期間については、次の例のように、年及び月の数字（数字がけたのときは数字の前に「0」を付けた数字）を記録してください。
(例) 工事期間が1年10カ月の場合
/* 3. 工事予定期間 */
#24030.;
"【工事着手予定年月日】";
"【工事完了予定年月日】";
"0110"
5. 4 欄の工事種別を示す記号は、新築のときは「01801」を、増築のときは「01802」を、改築のときは「01803」を、移転のときは「01804」を記録してください。
6. 5 欄の**主要用途を示す記号は、居住専用建築物のときは「01811」を、居住産業併用建築物のときは「01812」を、産業専用建築物のときは「01813」を記録してください。**
7. 6 欄の**用途を示す記号は、事務所等のときは「01821」を、物品販売業を営む店舗等のときは「01822」を、工場・作業場のときは「01823」を、倉庫のときは「01824」を、学校のときは「01825」を、病院・診療所のときは「01826」を、その他のときは「01829」を記録してください。**
8. 6 欄の**多用途であるか否かを示す記号は、当該建築物に3種以上の用途があるときは「01851」を、2種以下の用途があるときは「01852」を記録し、工事部分の構造を示す記号は、木造のときは「01901」を、鉄骨鉄筋コンクリート造のときは「01902」を、鉄筋コンクリート造のときは「01903」を、鉄骨造のときは「01904」を、コンクリートブロック造のときは「01905」を、その他のときは「01999」を記録してください。**
また、2以上の建築物について届出を行うときは、次のように、それぞれの建築物について必要な事項を記録してください。
/* 6. 一の建築物ごとの内容 */
#24060.;

```
"【構造種別を示す記号】";  
"【具体的な構造の名称】"  
/* 12. 建築物の数 */  
#24120.;  
"【建築物の数】"  
/* 13. 住宅の戸数 */  
#24130.;  
"【住宅の戸数】"  
/* 14. 住宅の利用関係 */  
#24140.;  
"【住宅の利用関係を示す記号】"  
/* 15. 建築物の床面積の合計 */  
#24150.;  
"【建築物の床面積の合計】"  
/* 16. 建築物の評価額 */  
#24160.;  
"【建築物の評価額（千円）】"
```

(注意)

1. 1 欄の種別を示す記号は、建築主が国のときは「06701」を、都道府県のときは「06702」を、市区町村のときは「06703」を、会社のときは「06704」を、会社でない団体のときは「06705」を、個人のときは「06706」を記録してください。
2. 1 欄の種別を示す記号は、**建設業のときは「06801」を、製造業のときは「06802」を、卸売業のときは「06803」を、小売業のときは「06804」を、サービス業のときは「06805」を、金融・保険業のときは「06806」を、不動産業のときは「06807」を、運輸・通信業のときは「06808」を、電気・ガス業のときは「06809」を、その他のときは「06899」を記録してください。**
3. 2 欄の都市計画を示す記号は、都市計画区域及び準都市計画区域外のときは「00800」を、市街化区域のときは「00801」を、市街化調整区域のときは「00802」を、区域区分非設定都市計画区域のときは「00803」を、準都市計画区域のときは「00804」を記録してください。
4. 3 欄の工事期間については、次の例のように、年及び月の数字（数字がけたのときは数字の前に「0」を付けた数字）を記録してください。
(例) 工事期間が1年10カ月の場合
/* 3. 工事予定期間 */
#24030.;
"【工事着手予定年月日】";
"【工事完了予定年月日】";
"0110"
5. 4 欄の工事種別を示す記号は、新築のときは「01801」を、増築のときは「01802」を、改築のときは「01803」を、移転のときは「01804」を記録してください。
6. 6 欄の**多用途であるか否かを示す記号は、当該建築物に3種以上の用途があるときは「01851」を、2種以下の用途があるときは「01852」を記録し、工事部分の構造を示す記号は、木造のときは「01901」を、鉄骨鉄筋コンクリート造のときは「01902」を、鉄筋コンクリート造のときは「01903」を、鉄骨造のときは「01904」を、コンクリートブロック造のときは「01905」を、その他のときは「01999」を記録してください。**
また、2以上の建築物について届出を行うときは、次のように、それぞれの建築物について必要な事項を記録してください。
/* 6. 一の建築物ごとの内容 */
#24060.;
"【番号】";
"【用途】";
"【多用途であるか否かを示す記号】";
"【工事部分の構造を示す記号】";
"【工事部分の床面積の合計】";
"【建築工事費予定額（万円）】";
"【地上の階数】";
"【地下の階数】";
#24060.;
"【番号】";

```
["用途を示す記号"];
["多用途であるか否かを示す記号"];
["工事部分の構造を示す記号"];
["工事部分の床面積の合計"];
["建築工事費予定額(万円)"];
["地上の階数"];
["地下の階数"]
#24060;
["番号"];
["用途を示す記号"];
["多用途であるか否かを示す記号"];
["工事部分の構造を示す記号"];
["工事部分の床面積の合計"];
["建築工事費予定額(万円)"];
["地上の階数"];
["地下の階数"]
9. 8欄の新設とその他の別を示す記号は、新設のうち、新築のときは「06901」を、増築のときは「06902」を、改築のときは「06903」を記録し、その他のうち、増築のときは「06904」を、改築のときは「06905」を記録してください。資金の別を示す記号は、民間資金のときは「07001」を、公営のときは「07002」を、住宅金融公庫のときは「07003」を、都市基盤整備公団のときは「07004」を、その他のときは「07099」を記録し、建築工法の別を示す記号は、在来工法のときは「07101」を、プレハブ工法のときは「07102」を、枠組壁工法のときは「07103」を記録してください。種類を示す記号は、専用住宅のうち、一戸建住宅のときは「07201」を、長屋建住宅のときは「07202」を、共同住宅のときは「07203」を記録し、併用住宅のうち、一戸建住宅のときは「07204」を、長屋建住宅のときは「07205」を、共同住宅のときは「07206」を、長屋建住宅のときは「07207」を、併用住宅のときは「07208」を、共同住宅のときは「07209」を記録してください。
10. 2以上の建築物が住宅か又は住宅を含むときは、8欄は次のようにそれぞれの住宅部分について必要な事項を記録してください。
/* 8.住宅部分の概要 */
#24080;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]
#24080;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]
11. 9欄の主要用途を示す記号は、(注意)6に準じて記録してください。

["用途"];
["多用途であるか否かを示す記号"];
["工事部分の構造を示す記号"];
["工事部分の床面積の合計"];
["建築工事費予定額(万円)"];
["地上の階数"];
["地下の階数"]
7. 8欄の新設とその他の別を示す記号は、新設のうち、新築のときは「06901」を、増築のときは「06902」を、改築のときは「06903」を記録し、その他のうち、増築のときは「06904」を、改築のときは「06905」を記録してください。資金の別を示す記号は、民間資金のときは「07001」を、公営のときは「07002」を、住宅金融公庫のときは「07003」を、都市基盤整備公団のときは「07004」を、その他のときは「07099」を記録し、建築工法の別を示す記号は、在来工法のときは「07101」を、プレハブ工法のときは「07102」を、枠組壁工法のときは「07103」を記録してください。種類を示す記号は、専用住宅のうち、一戸建住宅のときは「07201」を、長屋建住宅のときは「07202」を、共同住宅のときは「07203」を記録し、併用住宅のうち、一戸建住宅のときは「07204」を、長屋建住宅のときは「07205」を、共同住宅のときは「07206」を記録し、その他の住宅のうち、一戸建住宅のときは「07207」を、長屋建住宅のときは「07208」を、共同住宅のときは「07209」を記録してください。
8. 2以上の建築物が住宅か又は住宅を含むときは、8欄は次のようにそれぞれの住宅部分について必要な事項を記録してください。
/* 8.住宅部分の概要 */
#24080;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]
#24080;
["番号"];
["新設とその他の別を示す記号"];
["資金の別を示す記号"];
["建築工法の別を示す記号"];
["種類を示す記号"];
["持家の戸数"];
["持家の工事部分の床面積の合計"];
["貸家の戸数"];
["貸家の工事部分の床面積の合計"];
["給与住宅の戸数"];
["給与住宅の工事部分の床面積の合計"];
["分譲住宅の戸数"];
["分譲住宅の工事部分の床面積の合計"]
9. 10欄の除却原因を示す記号は、老朽して危険があるためのときは「07401」を、その他のときは「07499」を記録してください。
10. 11欄の構造種別を示す記号は、木造のときは「07501」を、その他のときは「07599」を記録してください。
11. 14欄の住宅の利用関係を示す記号は、持家のときは「07601」を、貸家のときは「07602」を、給与住宅のときは「07603」を記録してください。
12. その他については、第四十号様式の(注意)1.、3. から_まで、4.、及び_から_まで並びに5.、及び_並びに第七十号様式の(注意)1. から_まで及び3.に準じて記録してください。
```

-
12. 1 0 欄の除却原因を示す記号は、老朽して危険があるためのときは「07401」を、その他のときは「07499」を記録してください。
13. 1 1 欄の構造種別を示す記号は、木造のときは「07501」を、その他のときは「07599」を記録してください。
14. 1 4 欄の住宅の利用関係を示す記号は、持家のときは「07601」を、貸家のときは「07602」を、給与住宅のときは「07603」を記録してください。
15. その他については、第四十号様式の（注意）1 .、3 . から まで、4 .、及びから まで並びに5 . 及び 並びに第七十号様式の（注意）1 . から まで及び3 . に準じて記録してください。
-
-

第八十六号様式（第十一条の三関係）

```
/* 建築物除却届 */
#25000
/* 1. 除却場所 */
#25010;;
"[除却場所]"
/* 2. 除却予定年月日 */
#25020;;
"[除却予定年月日]"
/* 3. 主要用途 */
#25030;;
"[主要用途を示す記号]";
"[主要用途の区分を示す記号]"
/* 4. 除却原因 */
#25040;;
"[除却原因を示す記号]"
/* 5. 構造種別 */
#25050;;
"[構造種別を示す記号]"
/* 6. 建築物の数 */
#25060;;
"[建築物の数]"
/* 7. 住宅の戸数 */
#25070;;
"[住宅の戸数]"
/* 8. 住宅の利用関係 */
#25080;;
"[住宅の利用関係を示す記号]"
/* 9. 建築物の床面積の合計 */
#25090;;
"[建築物の床面積の合計]"
/* 10. 建築物の評価額 */
#25100;;
"[建築物の評価額（千円）]"
```

（注意）

第四十一号様式の（注意）2. 及び、第七十号様式の（注意）1. から まで及び3. 並びに第八十五号様式の（注意）1.1. から 1.4. までに準じて記録してください。

第八十六号様式（第十一条の三関係）

```
/* 建築物除却届 */
#25000
/* 1. 除却場所 */
#25010;;
"[除却場所]"
/* 2. 除却予定年月日 */
#25020;;
"[除却予定年月日]"
/* 3. 主要用途 */
#25030;;
"[主要用途]"
/* 4. 除却原因 */
#25040;;
"[除却原因を示す記号]"
/* 5. 構造種別 */
#25050;;
"[構造種別を示す記号]"
/* 6. 建築物の数 */
#25060;;
"[建築物の数]"
/* 7. 住宅の戸数 */
#25070;;
"[住宅の戸数]"
/* 8. 住宅の利用関係 */
#25080;;
"[住宅の利用関係を示す記号]"
/* 9. 建築物の床面積の合計 */
#25090;;
"[建築物の床面積の合計]"
/* 10. 建築物の評価額 */
#25100;;
"[建築物の評価額（千円）]"
```

（注意）

第四十一号様式の（注意）2. 及び、第七十号様式の（注意）1. から まで及び3. 並びに第八十五号様式の（注意）9. から 1.1. までに準じて記録してください。